

昨年からの積み残し交渉の回答

3月25日(月)17時30分から法人の就業規則変更の説明が行われ、その後、昨年の7月に中断された団交の積み残し分の回答がありました。組合からは、田中委員長はじめ4名参加して、法人からの参加者は、総務部長 人事課長 副課長と係長でした。

まずは、和田理事の伝達ということで行われ、この間の法人からの回答が遅れたことについて、総務部長と人事担当者から謝罪の言葉がありました。

今回、和田理事は、定年退職で理事職も退任され、3月の二日間の日程を調整することになっておりましたが、日程が折り合わず、理事不在での協議となりました。概要を紹介致します。

(1)「教教分離後の会議の在り方について」 (組合の要求)

①今回の通達は、学生教育の無理解の上に成り立っている議論というしかありません。この「通達」の撤回を求めます。

(法人回答)若手の教員に関して、会議の出席よりも教育研究を行って欲しいと言う主旨があることと、会議へのコスト意識を持ってほしいことであり、これについては、大学の判断として撤回することはない。成績判定などの教授会に教授以外の人がないとできないことはないし、どうしても教授以外の人に入ってもらいたい場合は、別途仕組みを設けて欲しい。

組合からは、1年間経過したが、教授会後にもう一度会議をしなくてはならないなどの会議が増えており、教授の負担も多くなっていること、コストダウンにはなっていないこと、バックヤードのコストが必要などの実情を述べ、その抜本的な見直しを求めました。

(2)勤務条件と職場環境を改善し、働きやすい職場をめざして下さい

■教育の質保障

技術職員は、学生教育の一端を担っており、実験、実習、危険物等の管理、情報セキュリティなど、学内の安全管理も担当しています。人員削減により職場の安全確保や学生教育の安全確保が困難な状況に陥っています。

①技術職員の人員補充を求めます。

(法人回答)

人事課で当時の委員長に個別に聞かせていただいたことによれば、全体調査が行われたわけではなく、職場や学生教育の安全確保については、一部の技術職員の発言というニュアンスである。ここ10年間でみると、若干の削減がなされているが、技術職員も教員方と同じカテゴリーの位置づけで判断されていて、その必要性の説明を各部署で行われ、審査されている。配置の必要性をどういふことで説明されるかということが一つのポイントになっている。
組合からは、技術職員の職場としても人員削減に困っていることへの理解を求めました。



■年俸制教員の審査基準について(文書回答を求めたが、口頭で回答される)

年俸制については、その審査がどのように行われているのか、不明確ではないかという意見が寄せられています。

①年俸制教員が、研究・教育に専念できるように、審査基準等を明確に開示されることを求めます。

(法人回答)

基準に関してもまずは学部で審査され、それを審査するという事になっている。審査基準を今は、開示していない。

組合からは、教員側は、パイありきであるという、絶対評価ではないという気持ちがあるので基準を開示して欲しいと要望しました。客観的な評価の必要性を訴え、年俸制の当事者への内訳開示をする事は可能かと問い、当事者へ明確にする事を求めました。これに対して、法人からは、「どの程度まで開示して欲しいか」と問われ、組合から「どこをどう頑張ったら良いのか、具体的な頑張りどころをしめしてほしい」と求めました。

■非常勤職員の労働条件の改善について

①前回お渡しした「非常勤職員アンケート」から改善点をどのように読み取り、改善されるつもりでしょうか。

②昼休みがきちんととれていないという意見が多数寄せられています。改善策の検討を求めます。

(法人回答)

無記名でのアンケートの回答だったため、どこの部署かは言えないとのことで特定できず、管理者全体に向けて呼びかけをすることができなかった。

③三年雇用は、職場も困ることが多いことから撤廃を求める意見も多く、検討への着手を求めます。

(法人回答)

今のところ、撤廃は考えていないが、総務部長の個人的意見では、頑張っている人には5年までいて欲しいとも思う。

④他大学(九州大学・大分大学)では、非常勤職員であっても子どもの看病のための休暇は有給となっています。佐賀大学でも他大学にならい、有給として下さい。

(法人回答)

他大学がどうこうという理屈にはしていないが、財源がともなうということで、九州内のその他の9大学ではなされていない。人件費を増やさないような施策をとっている中で、ここは、無給のままである。

⑤インフルエンザなどで休む場合は、有給にしてください。

(法人回答)

インフルエンザは、感染防止ということなので、何らかの対応を前向きに検討しても良いのではないかと思います。

⑥臨時職員を対象として、2019年度に限り「休日」となる4月30日と5月2日および「国民の祝日」となる5月1日と10月22日の4日間を有給化してください。

(法人回答)

九州内の他大学では、長崎大学がそうしているようだ。財源の出所が学内一律ではないことなど、足並みを揃えなければならないが、大学で負担しなければならなくなったら、何千万円もかかるので、この件は、申し訳ないが無給となります。

非常勤職員は、学内のあらゆる所で時給、あるいは、日々雇用の待遇で働いています。仕事を十分に熟知されて、この人がいないと回らないという職場も少なくないことでしょう。今回の10連休は、月給の人と違って、働く時間が少なくなり、賃金が大幅に減額しますので、今年に限り、有給にしてほしいとみんなが願っていることです。

■コンプライアンス情報収集システムについて

①自費で出張せざるをえないケースを、公務として認めてください。

(法人回答)

中身によって柔軟な対応ができるだろう。

②会議と公務がバッティングする際には、欠席扱いをしないで下さい。

(法人回答)

大学のための出張や大学の命令で行くときは、検討することも可能。整備はしていく必要があるのかと思う。

③事務職員の負担を最低限度に抑えて下さい。

<法人回答>

業務の合理化とか、働き方改革もあるので、負担をいろんなところで減らしていきたい。

④裁量労働制の職員の場合、人事評価の参考にしないようにして下さい。

<法人回答>

基本的には、裁量労働制による勤務実態そのものについて評価することではない。本来の評価は、教員評価である。



(3)学内環境の改善について

■西門の出口のカーブミラー設置(文書回答を求めたが、口頭で回答される)

前回の回答では、「道路拡幅を待つことなく、西門周囲の策を撤去し、見通しを改善する方向で検討する」という回答をいただきました。また、西門周囲の改善状況をお知らせください。

(法人回答)

昨年柵の改修をして見通しは改善されたと思っている。

積み残し項目は、上記ですが、「駐車場問題」を含める「学内に候補者がいる場合の教員選考について」「大学の予算状況について」「認証評価共通基礎データの解釈」の4項目については、4月以降、事務局長が理事ではなくなるので、新しく担当になった理事からあらためて、回答を行うことになりました。

駐車場通達の撤回を求める

最後に、3月15日に一斉メールで通達された「枠外の駐車を違反とする措置」について、撤回を要求しました。そもそも、駐車スペースが不足している、ゾーニングが通達されていないこと、駐車スペース確保を担保せず、利用者側にスペース確保の責任を負わせてペナルティを課し、さらには入構させない措置は、駐車スペースが確保されていないことに伴う大きなストレスになります。特にシフト勤務の非常勤職員の皆さんにとっては、勤務に対する不安を増大させる要因になります。労働条件の不利益変更にあたるので、撤回されるように求めました。

「枠外駐車を違反として取り締まる措置に対する」アンケートへのご協力をお願いします！

先日、本庄地区において、「4月1日から枠外に駐車した自動車は、駐車違反として扱う措置」が発表されました。組合では、この措置に対して、皆様のご意見をおたずねするアンケートを行いますので、皆様のご協力をお願いします。

一昨年から佐賀大学へ自動車で購入する場合は、滞在時間にかかわらず、来客でも200円支払い、カードを購入することが強いられ、また、自動車通勤車は、年間4,500円だった入構料金が3倍近く12,000円に値上がりしました。年収が150万円未満の非常勤職員も正規職員と同じように一律に値上げされています。入構料の値上げは、給与の実質的な減額に該当します。

さらに現在は、自動車通勤者に対して駐車スペースが保証されず、駐車スペースの確保は通勤者側の責任として罰を課される事態となっております。

このことは、自動車を使用する全教職員の労働条件を悪化させる要因となり、日常的な精神的不安を強いるものです。組合は、明らかな労働条件の不利益更新に該当することから、措置の取り消しを求めています。アンケートは、無記名で、携帯電話でも簡単にできるものです。

下記のコードをスマホにかざしてもらうか、<https://forms.gle/VswpPAYizqFsrK8A9>でも回答できます。



参考：

平成31年3月15日

本庄地区における駐車について

■所定の駐車場が満車の場合

理工学部6号館周辺の駐車場は比較的余裕がありますが、空き駐車場が見つからない場合は第二守衛室にお申し出いただければ、体育館北側空地に駐車可能です。

■枠外駐車違反者への措置

年度内で2回目の違反が確認され次第、パスカード登録の抹消を行い（入構料は返金しない）、以後の交付は一切行わないものとします。